

議案第10号

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部改正について

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年3月1日提出

**平成29年3月1日可決**

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例  
藤岡市中小企業設備近代化資金融資促進条例（昭和54年条例第10号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同法」を「保険法」に改める。

附則第3項中「第4条」を「第4条第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。